

第 8 期岐阜県保健医療計画（案）概要

【第 3 章 第 2 節 障がい児（者）医療対策 抜粋】

I 計画の位置づけ

岐阜県保健医療計画は、保健・医療分野の各計画において共通して取り組むべき基本的な施策を定めるものです。

また、第 8 期計画と関連の深い他の計画（以下、「関連計画」という。）との調和が保たれるように一体的に策定するほか、本計画で定めるべき事項が、関連計画に記載されている場合には、関連計画の内容をもって、本計画の一部とみなすこととします。

岐阜県保健医療計画

※岐阜県医師確保計画、岐阜県外来医療計画、岐阜県地域医療構想は岐阜県保健医療計画の一部

目的：医療提供体制の確保
根拠：医療法第 30 条の 4

一体的に策定する計画

岐阜県がん対策推進計画	目的	がん対策の総合的な推進
	根拠	がん対策基本法第 12 条
	計画期間	R6～R11 年度（6 年）
岐阜県循環器病対策推進計画	目的	循環器病対策の総合的な推進
	根拠	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第 11 条
	計画期間	R6～R11 年度（6 年）
岐阜県感染症予防計画	目的	感染症の予防のための施策の実施
	根拠	感染症法第 10 条
	計画期間	R6～R11 年度（6 年）
岐阜県健康増進計画 （ヘルスプランぎふ 21）	目的	生涯を通じた健康づくりの推進
	根拠	健康増進法第 8 条
	計画期間	R6～R17 年度（12 年）
岐阜県歯・口腔の健康づくり計画	目的	歯科口腔保健の総合的な推進
	根拠	歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条
	計画期間	R6～R11 年度（6 年）
岐阜県医療費適正化計画	目的	医療費の適正化の推進
	根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条
	計画期間	R6～R11 年度（6 年）
岐阜県国民健康保険運営方針	目的	国民健康保険の運営に関する県内の統一的な方針
	根拠	国民健康保険法第 82 条の 2
	計画期間	R6～R11 年度（6 年）

関連する主な計画

岐阜県自殺総合対策行動計画

岐阜県障がい者総合支援プラン

岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画

岐阜県高齢者安心計画（岐阜県介護保険事業支援計画、岐阜県老人福祉計画）

2 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6か年

3 基本理念

県民が健やかに暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携の下、予防から在宅医療に至るまで、切れ目なく保健医療サービスが提供できる体制を確立する。

4 計画の構成

第1部 総論
第1章 計画の考え方、第2章 地域の概況
第2部 医療圏と基準病床数、保健医療資源等の状況
第1章 医療圏と基準病床数等、第2章 保健医療施設等の概況
第3部 保健医療施策の推進
第1章 医療提供体制整備の基本的な施策の方向
第2章 医療提供体制の構築
第1節 がん対策、第2節 脳卒中对策、第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対 第4節 糖尿病対策、第5節 精神疾患対策、第6節 救急医療対策 第7節 災害医療対策、第8節 新興感染症対策、第9節 へき地医療対策 第10節 周産期医療対策、第11節 小児医療対策（小児救急医療対策を含む） 第12節 在宅医療対策、第13節1 その他の疾患等に対する対策 認知症疾患対策 第13節2 その他の疾患等に対する対策 感染症対策（新興感染症対策を除く。） 第13節3 その他の疾患等に対する対策 難病対策 第13節4 その他の疾患等に対する対策 アレルギー疾患対策 第13節5 その他の疾患等に対する対策 臓器移植対策
第3章 保健・医療・福祉の連携
第1節 母子保健対策、第2節 障がい児（者）医療対策、 第3節 高齢化に伴う疾病等への対策
第4章 保健医療従事者の確保・養成
第5章 外来医療の提供体制の確保（外来医療計画）
第6章 健康づくりの推進
第7章 将来あるべき医療提供体制の実現（地域医療構想）
第8章 医療の安全の確保
第9章 その他

5 障がい児（者）医療対策

別添「資料3-2」のとおり

第 8 期岐阜県保健医療計画（障がい児（者）医療対策）

【関係箇所抜粋】

第 3 章 保健・医療・福祉の連携 第 2 節 障がい児（者）医療対策

1 障がい児（者）医療の現状と課題

(1) 障がい児（者）医療の現状

① 身体障がい児・知的障がい児の状況

身体障害者手帳を所持する 18 歳未満の身体障がい児は近年緩やかな減少傾向にあり、令和 4 年 3 月末時点で 1,298 人となっています。うち 1・2 級（重度）の割合が最も高く 60%を占めています。

一方、療育手帳を所持する 18 歳未満の知的障がい児は、年々増加しており、令和 4 年 3 月末時点で 5,817 人となっています。特に軽度（B2）の児の占める割合が最も高く 60%を占めています。岐阜県では知能指数が 76 以上 85 以下で発達障がいがある場合に、軽度（B2）の療育手帳を交付していることも一因と考えられます。

表 3-3-2-1 身体障がい児（者）の動向（身体障害者手帳所持者数）（3 月末現在）（単位：人）

		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
県計	全年齢	86,352	85,585	84,056	82,164	82,261	81,042	
	18 歳未満	全体	1,522	1,491	1,458	1,400	1,357	1,298
		1・2 級(重度)	931	926	904	857	824	784
		3・4 級(中度)	454	437	428	416	406	391
		5・6 級(軽度)	137	128	126	127	127	123

【出典：岐阜県健康福祉部障害福祉課調べ】

表 3-3-2-2 知的障がい児（者）の動向（療育手帳所持者数）（3 月末現在）（単位：人）

		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
県計	全年齢	18,703	19,217	19,737	20,246	20,811	21,362	
	18 歳未満	全体	5,094	5,226	5,317	5,419	5,638	5,817
		重度(A1, A2)	1,391	1,350	1,342	1,339	1,361	1,389
		中度(B1)	882	910	879	888	925	985
		軽度(B2)	2,821	2,966	3,096	3,192	3,352	3,470

【出典：岐阜県健康福祉部障害福祉課調べ】

② 医療的ケアが必要な障がい児（者）の状況

周産期医療や新生児医療技術の進歩等により、ハイリスクの新生児の救命率が向上する一方で、人工呼吸器や気管切開、胃ろうやたん吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする障がい児（者）が増加しています。

また、医療的ケアが必要な障がい児の在宅医療に関する知見の蓄積や、人工呼吸器などの医療デバイスの小型化などから、本県においても NICU などを退院後に、在宅で生活するケースが増加しています。

表 3-3-2-3 圏域別の医療的ケア障がい児（者）数 （単位：人）

	令和5年度（4月1日時点）	
		うち20歳未満
岐阜	182	92
西濃	90	32
中濃	27	23
東濃	34	12
飛騨	20	7
県合計	353	166

※市町村が把握している医療的ケア児者の数

【出典：岐阜県医療福祉連携推進課調べ】

③ 医療的ケアに係る処置を行う在宅医療の状況

医療的ケア児（者）の自宅等を訪問し医療的ケアに係る処置を行うことができる在宅の医療機関は、病院・診療所（訪問診療）で回答数のうち84.1%、訪問看護ステーションで91.0%となっていますが、そのうち小児患者に対応できる在宅の医療機関は、病院・診療所（訪問診療）で11.8%、訪問看護ステーションで54.1%と、医療的ケアの必要な小児患者に対応できる医療機関が少ない状況となっています。

表 3-3-2-4 医療的ケアに係る処置を可能とする在宅医療機関（令和4年度） （単位：ヶ所）

	病院・診療所（訪問診療）					訪問看護ステーション				
	処置可能機関数		回答数 (B)	割合（%）		処置可能機関数		回答数 (B)	割合（%）	
	(A)	うち小児 患者対応		(A) ÷ (B)	うち小児 患者対応	(A)	うち小児 患者対応		(A) ÷ (B)	うち小児 患者対応
岐阜	131	19	157	83.4	12.1	66	36	73	90.4	49.3
西濃	50	10	58	86.2	17.2	22	15	23	95.6	65.2
中濃	40	3	49	81.6	6.1	13	9	16	81.3	56.3
東濃	42	5	50	84.0	10.0	27	17	29	93.1	58.6
飛騨	27	4	31	87.0	12.9	3	1	3	100	33.3
県合計	291	41	346	84.1	11.8	131	78	144	91.0	54.1

【出典：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課調べ】

④ 医療的ケアが必要な障がい児（者）のレスパイトの状況

医療的ケアが必要な障がい児（者）を在宅で介護する保護者のニーズが高いレスパイトサービスのうち、医療機関が運営する医療型短期入所事業所は令和5年4月1日時点で26ヶ所となっています。

特に医療依存度が高い超重症児（者）・準超重症児（者）¹の受け入れについては、

¹ 超重症児（者）・準超重症児（者）：日常生活上の医学的管理の内容を点数化し、医療依存度を数値化した医療スコアをもとに、運動機能が座位までで、呼吸管理、食事機能、排尿管理、排便管理などの各項目のスコアの合計が25点以上で、その状態が6ヶ月以上続く在宅障がい児者を超重症児という。準超重症児（者）は、それに準ずるもので、各項目のスコアの合計が10点以上25点未満である場合をいう。

医療型短期入所事業所で実績のない圏域においても、福祉施設が実施する福祉型短期入所・日中一時支援事業所において受け入れているケースがあります。

表 3-3-2-5 医療型短期入所事業所の数（4月1日現在）（単位：ヶ所）

	平成 29 年度	令和 4 年度	
			うち超重症児（者）・準超重症児（者） の受入実績あり
岐阜	10	13	12
西濃	3	3	0
中濃	5	6	6
東濃	3	2	1
飛騨	2	2	1
県合計	23	26	20
全国平均（1 県あたり）	8	-	-

【出典：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課】

表 3-3-2-6 超重症児（者）・準超重症児（者）を受け入れ実績のある
福祉型短期入所・日中一時支援事業所の数

（単位：ヶ所）

	平成 29 年度	令和 4 年度
岐阜	1	2
西濃	2	2
中濃	0	0
東濃	1	2
飛騨	0	1
県合計	4	7

※医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金の交付実績

【出典：岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課】

⑤ 重症心身障がい児が通所利用できる在宅支援サービスの状況

医療的ケアが必要な障がい児の乳児期から幼児期、そして学齢期へと続く成長・発達を地域で見守るには、ライフステージの変化、成長・発達に応じた在宅支援サービスが必要ですが、特に、重症心身障がい児を主たる利用者とする児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの事業所は未だ県内に少なく、中には事業所が無い圏域もみられます。

表 3-3-2-7 重症心身障がい児を主たる利用者とする通所事業所数

(令和5年7月1日現在)

(単位：ヶ所)

	児童発達支援	放課後等デイサービス
岐阜	9	12
西濃	1	2
中濃	0	2
東濃	2	3
飛騨	2	3
県合計	14	22

【出典：岐阜県健康福祉部障害福祉課障害福祉サービス等事業者台帳】

⑥ 医療的ケア児支援センターにおける相談の状況

医療的ケアが必要な障がい児（者）やその家族の相談支援等を行うため、平成 27 年度に開設した「岐阜県重症心身障がい在宅支援センターみらい（令和3年度の医療的ケア児法施行に伴い医療的ケア児支援センターに位置付け）」の県内の相談件数は、平成 27 年度の 150 件に比べ令和 4 年度は 433 件と大幅に増加しています。

表 3-3-2-8 岐阜県重症心身障がい在宅支援センターの相談件数（単位：件）

	平成 27 年度	令和 4 年度
岐阜	89	249
西濃	10	37
中濃	24	85
東濃	20	38
飛騨	7	24
県合計	150	433

【出典：岐阜県医療福祉連携推進課調べ】

⑦ 医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況

医療的ケアが必要な障がい児（者）の在宅生活を支える保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の多職種連携を図る関係機関の協議の場を設置する市町村は、令和 4 年度で 21 市町村となっています。

表 3-3-2-9 医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況（令和 4 年度）

(単位：ヶ所)

	県	市町村
岐阜	1	6
西濃	1	1
中濃	1	5
東濃	1	5
飛騨	1	4
県全域	1	—
県合計	6	21

【出典：障害（児）福祉計画に係る実施状況等調査（岐阜県障害福祉課調べ）】

⑧ 医療的ケア児等コーディネーターの配置状況

医療的ケアが必要な障がい児者の在宅サービスを総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置しているのは21市町村となっています。

県では、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、各市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置を促しています。

表 3-3-2-10 医療的ケア児等コーディネーター配置状況（令和4年度）

（単位：市町村）

	市町村数
岐阜	7
西濃	5
中濃	6
東濃	5
飛騨	3
県合計	21

【出典：障害（児）福祉計画に係る実施状況等調査（岐阜県障害福祉課調べ）】

⑨ 発達障がい児（者）の状況

身体障がい児や知的障がい児と異なり、固有の障害者手帳制度がない発達障がい児の正確な数は不明ですが、文部科学省が令和4年12月に公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査²」の結果では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、小・中学校では8.8%（推計値）、高等学校では2.2%（推計値）とされています。

なお、発達障がい児（者）の外来患者数は、増加傾向にあります。また、人口10万人当たりの外来患者数は全国値を上回っています。

表 3-3-2-11 発達障がい外来患者数

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
県	5,505	6,763	8,069	9,105	10,508

【出典：精神保健福祉資料（厚生労働省）】

<人口10万人当たり（令和元年）> （単位：人）

	発達障がい外来患者数
県	531.38
全国	501.54

【出典：精神保健福祉資料（厚生労働省）】

² 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査：なお、文部科学省は本調査における児童生徒の困難な状況については、学級担任等による回答に基づくもので、発達障がいの専門チームによる判断や医師による診断によるものではなく、本調査の結果は、発達障がいのある児童生徒数の割合を示すものではないことに留意する必要があるとしている。しかし、本保健医療計画では、平成24年の文部科学省の同旨の調査では、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査とされており、概ねではあるが、発達障がい児の数を把握することは、課題抽出や施策の検討の前提となるため、参考値として記載した。

⑩ 発達障がい診療する医療機関等の状況

県内 86 の医療機関において発達障害を診療しています。

なお、岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターでは、児童精神科を常設化する等診療機能を強化し、初診までの待機期間短縮を図っています。

表 3-3-2-12 発達障がい診療する医療機関等の状況（令和 4 年度）

圏域	医療機関数	初診待機期間（目安）
岐阜	43	0～1 ヶ月
西濃	14	0～3 ヶ月
中濃	15	1～2 週間
東濃	8	3 ヶ月以上
飛騨	6	1 週間～2 ヶ月
計	86	

【出典：岐阜県健康福祉部障害福祉課調べ】

（２）必要となる医療機能

① 医療的ケアが必要な障がい児（者）やその家族の相談支援等の機能

医療的ケア児支援センターである「岐阜県重症心身障がい在宅支援センターみらい」では、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、適切な支援機関につなぐほか、関係機関への情報提供や研修などの支援に取り組んできましたが、今後も継続してこれらの支援に取り組む必要があります。

② 医療的ケアが必要な障がい児（者）の生活を支える在宅支援サービスの機能

医療的ケアが必要な障がい児（者）の在宅生活を支えるため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関がライフステージに応じた支援を行う必要があります。訪問診療、訪問看護等の在宅医療機関のほか、特に医療依存度の高い超重症児（者）等を受け入れる医療型短期入所事業所や主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所がない圏域もあることから、在宅支援サービスの更なる充実を図る必要があります。

③ 医療的ケアが必要な障がい児（者）の支援に関する連携機能

医療的ケアが必要な障がい児（者）の在宅生活を支える保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の多職種の連携に向けて、関係機関の協議の場の設置や在宅サービスを総合調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置をしている県内の市町村は半数に留まっていることから、市町村における設置・配置を促進する必要があります。

④ 医療的ケアが必要な障がい児（者）の療育から生活までを総合的に支援する医療提供体制の機能

小児在宅医療連携支援体制の充実に向け、小児在宅医療教育支援センターが行う、医療的ケアが必要な障がい児（者）に対応できる人材の育成、在宅医療への移行支援、障がい児（者）医療の普及啓発等について、今後も継続して取り組む必要があります。

また、医療的ケアが必要な重症心身障がい児などの長期入所に対応可能な医療型障害児入所施設は、「独立行政法人国立病院機構長良医療センター」、「岐阜県立希望が丘

こども医療福祉センター」、「岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか」の3ヶ所がありますが、いずれも岐阜圏域に集中している状況にあります。

ただし、医療依存度の程度や医療的ケアの内容によっては、障害者支援施設やグループホームに入所できるケースもあることから、医療機関のみならず、福祉施設も視野に入れながら、各圏域のニーズに対応していく必要があります。

⑤ 発達障がいを早期に診療する医療機能

発達障がいは早期発見・早期支援が重要であると指摘されており、発達障がいを診療する医療機関の充足が必要です。しかし、全国的に発達障がいの診療を行う医療機関が十分ではなく、希望しても診療が受けられない初診待機状態が解消されていないことが指摘されており、当県でも同様の状況です。

発達障がいに対応できる専門職の養成や多職種連携・多施設連携の推進を図る必要があります。

(3) 障がい児（者）医療の主な課題

(1)、(2)を踏まえ、以下の課題があると考えられます。

圏域	番号	課 題
全圏域	①	医療的ケアが必要な障がい児（者）が、住み慣れた地域で安心して暮らせるための在宅支援サービスの充実
	②	医療的ケアが必要な障がい児（者）に対応できる、医療・福祉双方にわたる専門人材の育成
	③	医療的ケアが必要な障がい児（者）を支援するための、関係分野における多職種連携の体制づくり
	④	医療的ケアが必要な障がい児（者）が利用できる短期入所事業所等の確保
	⑤	発達障がい児（者）が早期に診療を受けられる体制の確保
	⑥	発達障がい児（者）を支援するための、多職種・多施設連携の体制づくり

2 対策

(1) 目指すべき方向性

- ・医療的ケアに対応できる医療人材の育成や障害福祉サービスをはじめとする在宅支援サービスの充実、多職種連携の体制づくりを通じて、医療的ケアが必要な障がい児(者)のNICU等退院時の在宅生活への移行から成長・発達段階まで、総合的に支援する体制を構築します。
- ・発達障がい児(者)が早期に診療を受けることができる体制を確保します。

(2) 数値目標

課題	指標の種別	指標名	圏域	計画策定時 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
-	アウトカム 指標	超重症児(者)・準超重症児(者)の短期入所等月平均利用日数	全圏域	509日	610日
④	ストラクチャー 指標	超重症児(者)・準超重症児(者)の受入れが可能な短期入所事業所等数	全圏域	27ヶ所	29ヶ所
① ②	ストラクチャー 指標	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町村数(圏域等での確保を含む)	全圏域	21市町村	42市町村
① ②	ストラクチャー 指標	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町村数(圏域等での確保を含む)	全圏域	18市町村	42市町村
③	ストラクチャー 指標	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数(圏域等での設置を含む)	全圏域	21市町村	42市町村
① ②	ストラクチャー 指標	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	全圏域	31人	50人

(3) 今後の施策

- 医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケアが必要な障がい児(者)及びその家族の相談支援や家族交流会等の保護者支援、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関との連携に取り組むほか、人材育成や事業所への支援等を通じ、保護者のニーズが高い医療型短期入所等の充実に努めます。(課題①、②、④)
- 訪問看護や放課後等デイサービスなど、医療的ケアが必要な障がい児(者)のライフステージの変化、成長・発達に応じた在宅支援サービスの充実を図るため、医師、看護師、セラピスト、介護職など、各分野の専門人材の育成や医療・福祉の枠組みを越えた多職種連携などを通じて、医療的ケアに対応できる社会的資源の拡充に努めます。(課題①、②)

- 人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する障がい児（者）は、電源の喪失が生命の危機に直結するため、自助による非常用電源装置の確保を支援するほか、医療機関・消防・電力会社・市町村等の関係機関の連携による支援体制づくりを支援します。（課題①）
- 医療的ケアが必要な障がい児（者）が、関係分野の支援を適切に受けられるよう、在宅サービスを総合調整する医療的ケア児等コーディネーターの育成や、関係機関の協議の場の設置など、市町村における保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係分野の多職種連携等による地域体制づくりを支援します。（課題②、③、④）
- 発達障がい診療する医療機関の最新情報を県が積極的に公表することにより、発達障がい児が少しでも早く医療の提供を受けられる体制の整備に努めます。（課題⑤）
- 最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障がいの診療、早期支援を可能とする体制の整備に努めます。（課題⑤、⑥）
- また、発達障がいは市町村が行う乳幼児健診等の機会において、発達障がいの疑いがわかるなど早期発見に繋がる場合も多いため、市町村保健師に対して、発達障がい理解促進のための研修を実施し、発達障がい保健体制の整備に努めます。（課題⑥）
- 発達障がい児への支援のため、専門医の育成を図り、発達障がい児者の診療等を行う医療機関の確保を図ります。（課題⑤）

3 医療機関一覧表（障がい児（者）医療対策）

① 病院・診療所機能を有する障がい児施設（令和5年6月1日現在）

圏域	障がい児施設	入所	通所	所在地
		医療型障害児入所施設	医療型児童発達支援センター ³	
岐阜	独立行政法人国立病院機構 長良医療センター	○		岐阜市長良 1300-7
	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	○	○	岐阜市則武 1816-1
	岐阜地域児童発達支援センター組合 ポッポの家		○	岐阜市長良東 2-140
	岐阜県総合医療センター 重症心身障がい児施設すこやか	○		岐阜市野一色 4-6-1
	各務原福祉の里たんぼぼ		○	各務原市須衛稲田 7

② 医療的ケアが必要な障がい児（者）の受入れが可能な医療型短期入所事業所（令和5年6月1日現在）

圏域	事業所名	所在市町
岐阜	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	岐阜市
	独立行政法人国立病院機構長良医療センター	岐阜市
	福富医院	岐阜市
	矢嶋小児科小児循環器クリニック	岐阜市
	障がい福祉施設こぼんだ	岐阜市
	岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか	岐阜市
	障がい福祉施設 森のこぼんだ	岐阜市
	世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なショートステイ	岐阜市
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター岐北厚生病院	山県市
	堀部クリニック障害者短期入所事業所	本巣市
	堀部クリニック介護医療院障害者短期入所事業所	本巣市
	かがやきキャンプ	岐南町
	松波総合病院障害者短期入所事業所	笠松町
西濃	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 西美濃厚生病院	養老町
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 揖斐厚生病院	揖斐川町
	介護老人保健施設 西美濃さくら苑	池田町

³ 医療型児童発達支援センター：医療法に基づく診療所であるとともに、児童福祉法に基づく障がい児の通所施設として、保護者のもとから通う障がい児の治療、日常生活の指導、知識技能の付与等を行う。

中濃	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	関市
	社会医療法人厚生会中部脳リハビリテーション病院	美濃加茂市
	独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院	可児市
	鷺見病院	郡上市
	介護老人保健施設ケアポート白鳳	郡上市
	県北西部地域医療センター国保白鳥病院	郡上市
東濃	総合病院中津川市民病院	中津川市
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中部医療センター 東濃厚生病院	瑞浪市
飛騨	岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院	高山市
	高山赤十字介護老人保健施設はなさと	高山市

③-1 発達障がい児（者）に専門的医療を提供する医療機関（病院）

（令和5年3月1日現在）※小児科・精神科（児童精神科含む）・心療内科

圏域	医療機関名	所在地
岐阜	医療法人杏野会 各務原病院	各務原市東山 1-60
	岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色 4-6-1
	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7-1
	公益社団法人 岐阜病院	岐阜市日野東 3-13-6
	医療法人社団尚英会 岐阜南病院	岐阜市柳津町高桑 5-91
	希望が丘こども医療福祉センター	岐阜市則武 1816-1
	長良医療センター	岐阜市長良 1300-7
西濃	医療法人静風会 大垣病院	大垣市中野町 1-307
	医療法人清澄会 不破ノ関病院	不破郡垂井町 94-1
	社会医療法人緑峰会 養南病院	海津市南濃町津屋 1508
中濃	可児とうのう病院	可児市土田 1221-5
	医療法人春陽会 慈恵中央病院	郡上市美並町大原 1-1
	中濃厚生病院	関市若草通 5-1
	特定医療法人清仁会 のぞみの丘ホスピタル	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3555
	郡上市民病院	郡上市八幡町島谷 1261
東濃	医療法人仁誠会 大湫病院	瑞浪市大湫町 121
飛騨	医療法人生仁会 須田病院	高山市国府町村山 235-5
	高山赤十字病院	高山市天満 3-11

③-2 発達障がい児（者）に専門的医療を提供する医療機関（診療所）

（令和5年3月1日現在）※小児科・精神科（児童精神科含む）・心療内科

圏域	医療機関名	所在地
岐阜	あおぞらこころクリニック	岐阜市長住町 2-3 岐阜ビルディング 5F
	網代診療所	岐阜市則松 1-24
	かのうクリニック	岐阜市金園町 10-3
	岐南ほんだクリニック	羽島郡岐南町三宅 8-137
	ぎふストレスケアクリニック	岐阜市菊池町 2-41
	岐阜メンタルクリニック	岐阜市若宮町 5-12-37 丸平ビル 3F
	クリニック足立	岐阜市大池町 62
	くわたクリニック	岐阜市鷺山東 1-21-11
	Koharu terrace Clinic	岐阜市長良東 2-63 2F
	小林内科	各務原市羽場町 3-173
	こやまかわせみクリニック	本郷町北方町高屋 1561-1
	しみずクリニック	岐阜市加納清水町 3-8-1 日本泉ビル 2C
	すこやか診療所	岐阜市北山 1-13-11
	土野メンタルクリニック	岐阜市山吹 6-19-2
	天外メンタルクリニック	羽島市福寿町間島 7-39
	福富医院	岐阜市安食 1-87-1
	まつなみ健康増進クリニック	羽島郡笠松町和泉町 10
	森清クリニック	岐阜市七軒町 15-5
	矢嶋小児科小児循環器クリニック	岐阜市日野南 7-10-7
やまやクリニック	岐阜市市橋 5-5-10 第3松波ビル 103号	
西濃	いかわクリニック	大垣市和合新町 1-79-1
	はぶクリニック	大垣市宮町 1-1-1 スイトテラス 2階
	守田クリニック	大垣市林町 4-57-1
中濃	伊佐治医院	加茂郡八百津町伊岐津志 1518
	さくらこどもリハビリクリニック	可児市川合 2749-56
	しまでらメディカルクリニック	関市小屋名 849-1
	関市国民健康保険板取診療所	関市板取 6503
	はーとふるクリニック	可児市下恵土 5436-1
	ふるた内科クリニック	美濃市蔵生 143-5
東濃	社会医療法人聖泉会 聖十字クリニック	土岐市泉岩畑町 3-2
	蜂谷医院	恵那市大井町 174-20
	水谷心療内科	多治見市若松町 3-33 ミノルビル 1F
飛騨	Mこころクリニック	高山市岡本町 3-98-1
	たかメンタルクリニック	高山市昭和町 2-124
	飛騨市こどものこころクリニック	飛騨市古川町若宮 2-1-60